

令和3年(2021年)1月12日

学生・教職員各位

公立大学法人熊本県立大学
理事長 白石 隆

**新型コロナウイルス感染症に対する対応方針等に係る
当面の取扱いについて（令和3年1月12日改定）**

このことについて、令和2年(2020年)12月22日付け通知において、「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針等に係る当面の取扱い」についてお知らせしたところです。

国は、先週1月7日に埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を対象として、1月8日から2月7日までの期間において新型コロナウイルス感染症緊急事態が発生した旨の宣言を行いました。また、熊本県は、1月8日時点において新規感染者数が1週間で人口10万人あたり15人以上となる「感染が流行している地域（※）」となっています。

本学においても、昨年12月21日以降、3名の学生が新型コロナウイルスに感染しており、大学としては、さらに感染防止対策を徹底する必要があることから、「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針等に係る当面の取扱い」については、当分の間、下記のとおりとします。

教職員・学生の皆さんには、改めて新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、一人一人がマスクの着用や手指の消毒等の「感染しない、させない」対策を確実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

(1) 教職員及び学生の出張・移動における感染予防対策

- ① 出張及び研修は、原則として延期又は中止とする。特に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言対象地域へ出張及び研修は、原則禁止とする。非常勤講師等の来学、教職員が兼業する場合についても同様とする。
- ② また、県外・国外への移動（私事の外出）は自粛しているところであるが、特に「感染が流行している地域」への移動は慎重に検討すること。
- ③ 熊本県が「感染が流行している地域」に該当した場合は、県内での出張・移動であっても慎重に検討すること。

(2) サークル活動

- ① サークル活動（同好会、学生自治会に属する各種委員会活動を含む。）は、学内及び県内での学外活動を認める。ただし、その際の活動メンバーは本学の学生のみとし、3密の回避やマスクの着用等、十分な感染防止策

を講じること。

- ② 各種公的団体が主催する大会や発表会等については、当該団体が「3つの密」の回避等、十分な感染拡大防止策を講じ、かつ開催場所が九州内である場合のみ参加を認める。ただし、九州内でも開催場所が、活動予定の前日において熊本県が発表している「感染が流行している地域」に該当した場合は、参加を禁止する。

なお、活動予定の前日において熊本県が「感染が流行している地域」に該当した場合は、学外での活動を全て禁止する。

- ③ 宿泊（懇親会や飲み会等を伴わないものに限る。）は、必要性が認められる場合に限り可とする。（事前に学生支援課と協議すること。）
- ④ 他大学の学生等との合同練習やイベント等は禁止する。
- ⑤ 学外でサークル活動を行う場合又は大会等に参加する場合は、1週間前までに別紙届出書により顧問教員の同意を得た上で学生支援課に届出ること。

※感染が流行している地域（R3.1.8現在）

人口10万人当たりの週陽性者数が15人以上の都道府県。

東京都、神奈川県、京都府、栃木県、埼玉県、大阪府、宮崎県、
千葉県、岐阜県、福岡県、沖縄県、愛知県、兵庫県、広島県、
熊本県、奈良県、滋賀県、長崎県

・確認ページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/78301.html>